

～～～ **建築物調査員資格者等【再】交付申請に、必要な書類** ～～～

○ 関東地方整備局での受付は、住民票の住所が、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、いずれかの場合だけです。

○ 以下の表で、ご自分が該当する行を確認して、申請に必要な書類を確認してください（再交付でない場合は、別の表でご確認ください。）。

	④申請書	⑤講習修了証明書等の 知識能力証明書面	①住民票 (抄本)	②戸籍の証明書 (謄本、抄本等)	③返送用封筒 (要切手)	⑥再交付前 資格者証
一般登録者 H28.6.1 以降の 講習修了者	講習修了証明書に 対応する再交付申請書	講習修了証明書(写)	取得原本	講習修了証明書と氏名が 異なる場合だけ必要	必要	以下の場合に 原本を添付 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 汚損
建築適判者 建築基準適合判定 資格者	交付を受けようとす る資格に対応する再 交付申請書	建築基準適合判定資格者 登録証(写)	取得原本	不可(建築基準適合判定資 格者登録証の変更をして から申請すること)	必要	
移行登録者 H28.5.31 以前の 資格者	講習修了証明書又は 認定書に対応する再 交付申請書	H28.5.31 以前の講習 修了証明書(写) 又は H15年以前の 講習修了時は認定書(写)	取得原本	講習修了証明書等と氏名 が異なる場合だけ必要	必要	
防火事前講習者 H27年度の防火 設備検査員 事前講習修了者	防火設備検査員資格 者証再交付申請書	防火設備検査員事前講習 の講習修了証明書(写)	取得原本	講習修了証明書と氏名が 異なる場合だけ必要	必要	

○ 丸数字は、用意する順番を意味します。特に①住民票は、他の書類に現住所を同様に記載する必要があるため、最初に取得してください。

○ ①住民票、②戸籍は、3ヶ月以内に取得した原本としてください。

① 住民票は、申請者個人のもののみ（抄本、個人票、個人式）で、本籍記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものとしてください。

② 戸籍は、氏名の変更事実がわかるものとしてください（一般的には戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）で足りる。）。なお、今回の申請が「氏名変更による再交付」であってもなくても、講習修了証明書等と（申請書に記載する。）氏名が異なる場合には、添付が必要です（過去に氏名変更手続きをしたかどうかは関係ありません。）。

③ 返送用封筒は、角2封筒（A4を折り曲げないで入れられる封筒）で、100gまでの簡易書留郵便料金分（460円）の切手を貼り付け、返送先の郵便番号、住所、申請者氏名を記載し、〔簡易書留〕と赤書きしてください。返送先の住所は、①住民票の住所と異なってもかまいませんが、宛名は申請者氏名を記載してください（不在であっても郵便局保管期限内に受領できる住所を記載してください。）。

④ 申請書は、現住所を①住民票と同様に記載し、欠格事由欄を正確に記載したうえで、署名してください。

⑤ 講習修了証明書等は、写しを添付してください（原本を添付してはいけません。）。また、旧資格者であることを証する書面（旧資格者証など）は不可です。

⑥ 再交付前資格者証（再交付で差し替え元となる資格者証）は、氏名変更か、汚損の場合に、原本を添付してください。

～～～ **建築物調査員資格者等【再】交付申請 申請書様式番号と、講習修了証明書等の対応** ～～～

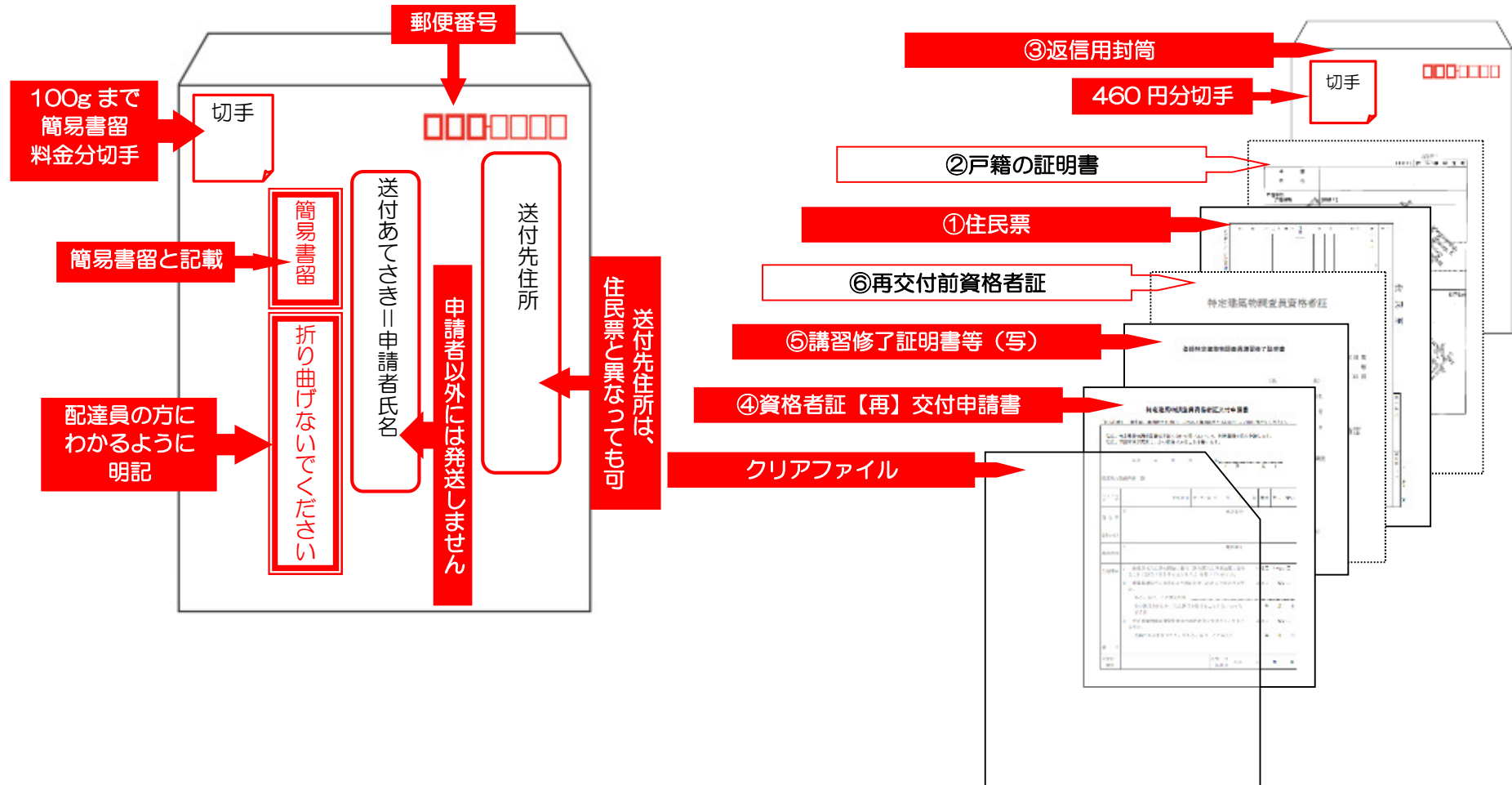
○ 以下の表は、使用する申請書の様式番号と、講習修了証明書等の対応表です。確認のうえ、正しい様式、正しい講習修了証明書等で申請してください。

	特定建築物調査員資格者証	防火設備検査員資格者証	建築設備検査員資格者証	昇降機等検査員資格者証
⑤申請書	第37号の8 特定建築物調査員資格者証 再交付申請書	第37号の16 防火設備検査員資格者証 再交付申請書	第37号の12 建築設備検査員資格者証 再交付申請書	第37号の20 昇降機等検査員資格者証 再交付申請書
対応する⑥講習修了証明書等				
一般登録者 H28.6.1以降の 講習修了者	第37号の2 登録特定建築物調査員 講習修了証明書	第37号の4 登録防火設備検査員 講習修了証明書	第37号の3 登録建築設備検査員 講習修了証明書	第37号の5 登録昇降機等検査員 講習修了証明書
建築適判者 建築基準適合判定 資格者	第52号 建築基準適合判定資格者登録証 ※本籍地は①住民票と、氏名は④申請書と一致していること（不一致のときは、登録証の変更を行ってから本件申請を行うこと）。 ※複数種の④申請書を同封するときは、登録証は1通だけ添付してください。			
移行登録者 A H28.5.31以前の 資格者	第36号の2（旧規則） 登録調査資格者 講習修了証明書	/	第36号の2の3（旧規則） 登録建築設備検査資格者 講習修了証明書	第36号の2の2（旧規則） 登録昇降機検査資格者 講習修了証明書
移行登録者 B H15年度以前の 講習受講者	認定書 「特殊建築物等調査資格者」 と認定する旨記載があること	/	認定書 「建築設備検査資格者」 と認定する旨記載があること	認定書 「昇降機等検査資格者」 と認定する旨記載があること
防火事前講習者 H27年度の防火 設備検査員 事前講習修了者	/	第37号の4 登録防火設備検査員 講習修了証明書	/	/

※ 移行登録者で、旧資格者であることを証するもの（資格者証、認定証、登録証、登載証）は、講習修了証明書等に該当しません。必ず、講習を受けたことを証する、上表に該当する書面を提出してください。講習修了証明書又は認定書がないときは、講習を受けた機関にご相談ください（講習修了証明書又は認定書がなければ、その理由の如何を問わず、資格者証は交付できません）。

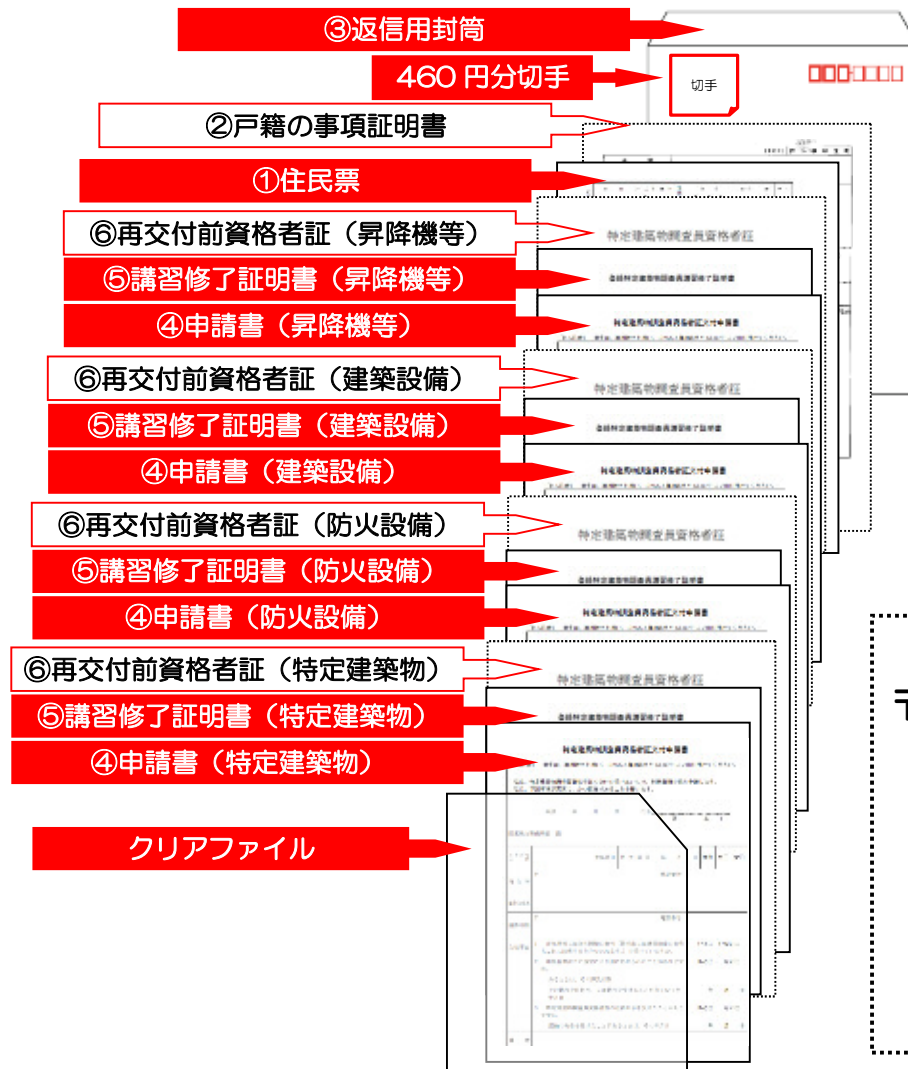
〜〜 建築物調査員資格者等【再】交付申請の、送付の方法（1） 〜

- 返信用封筒を下図左のとおり作成してから、クリアファイルに、下図右の順番で書類を入れて、送付してください。
 クリアファイルは、交付する資格者証を入れて返送するとき 사용합니다。



〜〜 建築物調査員資格者等【再】交付申請の、送付の方法（2） 〜

○ 複数の資格者証再交付申請を同時に行う（同封する）場合に限り、①住民票、②戸籍の証明書、③返信用封筒は、1 通でかまいません。この場合は、下図左を参考にして、順番に入れて送付してください。なお、⑤講習修了証明書等として、建築基準適合判定資格者登録証（写）を添付する場合も、1 通のみでかまいません（交付申請書ごとに、建築基準適合判定資格者登録証（写）を添付する必要はありません）。



- 送付先は、以下を切り取ってご利用いただけます。
- 送付する際には、配達記録が残る方法でお送りいただき、ご自身で到着の確認をなさってください。当方あてに電話等で到着確認することはやめてください。
- 交付時期（手続き完了時期）はお答えできかねます。あらかじめご了承ください、電話等照会をご遠慮ください。
- 書類に不備等で資格者証が交付できないときは、理由を記載した書面を同封し、一式すべて④返信用封筒に入れてお返しします。理由は書面記載の通りなので、お問い合わせはご遠慮ください。

〒330-9724
 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
 さいたま新都心合同庁舎2号館 6階

関東地方整備局建政部 建築安全課
 建築物調査員資格者証等交付申請受付担当 行き